

事実抜き出しをメインで！

必要なことしか書かない。

・規制手段が4段階 → 手段審査で使う。

私見を書きながら、反論として（判例を）挙げていく。

「反論としては…」「私見としては…」

←主張、反論、私見というフルスケールで書いている時間はない。

合憲審査基準を先に立ててしまっ、手段審査であてはめる。

問題文の事実は絶対に使い切る！！

2時間でどれだけ事実を拾えるか、という練習をする。

どの事実を、どの要件でどのように評価するのかを使う。

触れるべき点にすべて触れられているか、を意識する。

条文番号は指摘する。

やりとりの中で言及されていないものがあっても、答案の中で抜き出す。

【憲法】

1. 知る自由

①未成年

明確性（文面、形式面）、実体性

②青年

明確性、実体性

2. 営業の自由

第1 表現の自由（知る権利） 22条1項

1

（1）未成年

ア. 文面（明確性）

イ. 実体

（ア）目的（立法事実）

(イ) 手段 (規制内容)

(2) 成年

ア. 文面 (明確性)

イ. 実体

(ア) 目的 (立法事実)

(イ) 手段 (規制内容)

第2 営業の自由 22条1項

1 目的

2 手段

権利内容、制約強度に於いて審査基準を変える。

【行政法】

行政法は、事実のあてはめだけでなく、法令の趣旨の解釈も触れる。

どの範囲の原告までを保護しようとしているのか

→法令に必ず数字がでてくる。それを拾う。

問題前段と後段で分ける。

どんな主張をするかを書く→反論を踏まえて認められるかを書く。

条文がどのような趣旨で定められているのかを抜き出す。

→練習で慣れておく。1問1問丁寧にやっていく。

行政法→法令を読み解く！

他の法律→事実を読み解く！

規範のあたりの部分は短く！

一度、問題文の事実を打って何分かかかるか計算してみる。

15分、20分は検討の時間

→答案構成をする時間、法律論を述べる時間